

CCPR (Codex Committee on Pesticide Residues : コーデックス残留農薬部会)

Codex 委員会の一般問題部会の一つで、食品・飼料中の残留農薬を検討する。ホスト国は、1966-2007 年はオランダ王国、2007 年以降は中華人民共和国である。2025 年末までに 56 回開催された。

任務は、①特定の食品または食品群について残留農薬基準値 (Maximum Residue Limits, MRL) を設定、②国際的に貿易されている特定の家畜飼料について、人の健康保護に必要であれば MRL を設定、③FAO/WHO 合同残留農薬会議 (JMPR) に評価を依頼する農薬の優先リスト (Priority List) を作成、④食品・飼料中の残留農薬の分析・サンプリング法を検討、⑤残留農薬を含む食品と飼料の安全性にかかわる他の事項、⑥特定の食品や食品群を環境や産業活動から汚染する物質のうち、化学的その他の性質が農薬に類似するものの基準値を設定することである。

基準値の設定においては、新規農薬評価、定期的再評価及び登録作物の追加による新たな基準値の設定などを検討する。農薬製造者や国が提出する残留農薬の毒性及び登録された使用方法に基づく残留試験や動植物代謝・環境動態試験結果等の科学データを JMPR が評価し MRL 案を勧告する。それを CCPR が検討し、合意されれば総会で承認されて Codex MRL となる。食品・家畜飼料分類 (CXA 4-1989) も、MRL 記述のために残留の観点から CCPR が作成している。なお、上記任務⑤に関して、以前農薬として登録されていたが、現在は登録が抹消されてたり使用が禁止されたりしているにもかかわらず難分解性のため環境に残存して農畜産物を汚染する物質について、EMRL (Extraneous Maximum Residue Limit) と呼ばれる基準値を、モニタリングデータに ALARA の原則を適用して推定している（現在、有機塩素系化合物のみ）。MRL, EMRL は以下のデータベースから検索できる。

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/en/>

MRL が設定されていない農薬は、通常 0.01 mg/kg または適切な定量下限以上検出されてはいけない。

MRL, EMRL 以外に、現在以下のガイドラインが勧告されている。

- 食品・飼料中の残留農薬の分析に関するガイドライン
 - サンプリング法 (CXG33-1999)
 - 分析法の性能の規準 (CXG 90-2017)
 - GLP (CXG 40-1993)
 - 分析結果の不確かさ (Uncertainty) の推定 (CXG 59-2006)
- MRL を食品群に外挿するための代表作物の選定の原則とガイドライン (CXG84-2012)
- 健康への懸念が低く MRL が不要であるか、残留しない有効成分またはその承認された使用方法の認識 (CXG 97-2022)

(山田 友紀子)